

海外先物取引規定

(規定の趣旨)

- 第1条 本規定は、お客様が楽天証券株式会社(以下「当社」といいます。)においてインターネットを利用して行う海外証券先物取引及び海外商品先物取引(以下、「海外先物取引」と総称します。)の基本的事項に関する取り決めです。
- 2 お客様は、海外先物取引を行うに当たっては、本規定のほか、「海外証券先物取引等口座設定約諾書」及び「海外商品先物取引口座設定約諾書」並びに関係法令諸規則を遵守するものとします。但し、本規定と「海外証券先物取引等口座設定約諾書」及び「海外商品先物取引口座設定約諾書」の定めとの間に齟齬があった場合は、本規定の定めが優先して適用されるものとします。
- 3 本規定に特段の定めのない事項は、「総合証券取引約款」ほか、当社の定める約款・規程集の規定を準用するものとします。

(口座開設基準)

- 第2条 お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に、海外先物取引口座の開設の申込みを行うことができます。
- 1 すでに当社に総合証券取引口座、外国証券取引口座及び先物・オプション取引口座を開設していること。取引開始時に当社所定の証拠金額以上の現金を入金できること。
 - 2 年間の収入が一定額以上であるか、一定額以上の金融資産を有していること。
 - 3 海外先物取引口座の開設には原則として国内先物・オプション取引若しくは外国為替証拠金取引若しくはCFD取引若しくは6ヶ月以上の株式取引(信用取引を含む)又は商品先物取引の経験があること。海外先物取引制度、海外先物取引に関する説明書の内容、当社の海外先物取引ルール、海外先物取引のリスク等を理解し、本規定並びに「海外証券先物取引等口座設定約諾書」及び「海外商品先物取引口座設定約諾書」等の内容を承諾していること。
 - 4 海外先物取引における仕組みやリスクを理解し、すべてのリスクを享受できること。
 - 5 住所、電話番号、生年月日、職業(勤務先を含む。)等当社の定める事項が正しく登録されていること。また、それらの事項に変更が生じた場合は速やかに当社に届け出ること。インターネットを利用できる環境にあり、パソコンの操作に支障がないこと。
 - 6 電話及び電子メールにより、直接連絡が常時取りうること。
 - 7 本規定、海外先物取引ルール、海外先物取引に関する説明書等の交付については郵送交付や手交による書面の交付に代えて別途定める電子交付サービスをご利用いただけること。
- 2 当社は、上記要件及び当社の海外先物取引口座開設基準に基づき口座開設の可否を審査し、当社が口座開設を承諾した場合に限り、お客様は、海外先物取引を行うことができます。審査の結果、口座の開設をお断りする場合、その理由については、お客様に開示しないものとします。

(商品・取引の種類)

- 第3条 当社においてお客様が行うことのできる海外先物取引の商品の種類は、別途当社が定めるものとします。
- 2 お客様は、各商品の取引につき、新規買建て及び売建て並びに決済(転売・買戻し)の注文を行うことができます。

(建玉の上限)

第4条 お客様が行うことができる海外先物取引の建玉の上限数量は、当社が別に定めるものとします。なお、お客様のご経験等に基づき当社の判断でお客様ごとに異なる建玉可能な上限を設ける場合があります、お客様はこれに従うことをあらかじめ承諾するものとします。

(取引時間)

第5条 お客様の当社への海外先物取引の委託は、当社が定める取扱時間内に行うものとします。

2 お客様は、当社が取り扱いを行う証券先物又は商品先物が上場されている外国の金融商品取引所又は商品取引所(以下、「海外先物取引所」と総称します。)における海外先物取引の立会時間内であっても、当社の取扱時間外となったことにより海外先物取引の委託ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

3 外国の取引所が休場の場合を除き日本時間の月曜日から金曜までの、それぞれ午前8時から翌日の午前7時00分まで(但し、夏時間(サマータイム)中は、それぞれ1時間早くなります。)を1営業日とし、1営業日の時間内に成立した取引は、同営業日の翌営業日を約定日といたします。

(証拠金の前受け)

第6条 お客様は、海外先物取引の新規建注文を発注する場合は、かかる注文に先立って、通貨ごとに、当社に証拠金を差入れ又は預託するものとします。

2 海外証券先物取引等口座設定約諾書及び海外商品先物取引口座設定約諾書の規定に基づき、当社は証拠金の計算のほか、上記口座内で発生する各種の計算を取引通貨ごとに計算するものとします。

3 証拠金の差し入れ又は預託は全額現金により行うものとし、当社は、代用有価証券による差し入れ又は預託には応じないものとします。

(証拠金の保管)

第7条 お客様が当社に差入れ又は預託した証拠金は、海外証券先物取引及び海外商品先物取引それぞれにつき当社の資産と分別して保管します。

(証拠金の差入れ又は預託・引出し)

第8条 お客様と当社の間において発生する金銭の授受は、お客様があらかじめ指定されたお客様の銀行口座及び当社が指定した当社の銀行口座を通じた振込送金により行うものとします。

2 証拠金の引出可能額は、あらかじめ当社が定める額以内とします。

3 証拠金の引出しの指示は、あらかじめ当社の定める時間内に当社の定める方法により行うものとします。

(当社維持証拠金及び受入証拠金)

第9条 お客様が、海外先物取引の新規建注文を発注する場合に、第6条に従って当社に差し入れる証拠金(「当社発注時証拠金」といいます。)の額は、海外先物取引所が定めるイニシャル証拠金の額をもとに当社が別に定める計算方法により、通貨ごとに算出するものとします。また、お客様は、建玉を保有している間は、海外先物取引所が定めるメンテナンス証拠金の額をもとに当社が別に定める計算方法により算出した額(以下「当社維持証拠金」といいます。)以上の金銭を証拠金として、差入れ又は預託するものとします。

2 当社がお客様から受けた証拠金(以下「受入証拠金」といいます。)の額は、海外先物取引所が定める証拠金の計算方法に準じて当社が別に定める計算方法により算出するものとします。なお、海外先物取引における計算上の利益については、当社の判断により、必要に応じて同一通貨の他の市場の建玉の証拠金に充当することをお客様はあらかじめお申し込みいただいたものとします。

(証拠金の日々計算)

第 10 条 当社は、毎営業日の取引終了後に、お客様の取引終了時の全建玉及び当日の全取引の状況等に基づき、お客様の受入証拠金の額及び当社維持証拠金を、通貨ごとに算出いたします。

2 前項の計算の結果、お客様の受入証拠金の額が当社維持証拠金を下回った場合は、下回った状態が解消されるまで、新規建注文(当社維持証拠金が減少することになるものを除きます。)及び証拠金の引出しはできないものとします。

(追加証拠金の差し入れ又は預託)

第 11 条 前条第1項の通貨ごとの計算の結果、お客様の当社受入証拠金の額が当社維持証拠金を下回った場合は、お客様は、その差額(以下「証拠金不足額」といいます。)以上の追加証拠金を差し入れ又は預託するものとします。

2 前項の追加証拠金の差し入れ又は預託は、通貨ごとに、当社が証拠金不足額の発生を確認した日(証拠金不足額が発生した日の翌営業日)から起算して、3営業日目の正午までに、現金により行うものとします。

(証拠金不足額発生の通知)

第 12 条 お客様の受入証拠金に証拠金不足額が生じた場合は、当社は、お客様情報の画面を通じて証拠金不足額を通知いたします。お客様は、これをご自身で常時必ず確認しなければならないものとします。

2 当社は、前項の画面による通知に加えまたはこれに代えて、お客様へ電話又は電子メールにより連絡を行う場合があります。ただし、お客様は、当社にはかかる連絡を行なう義務はないことを了承するものとします。

(諸通知・報告の方法)

第 13 条 海外証券先物取引等口座設定約諾書及び海外商品先物取引口座設定約諾書の規定にかかわらず、当社からお客様に対する諸々の通知や報告は、原則としてお客様情報の画面を通じて、または電子メールで行うものとします。

(強制決済)

第 14 条 第 11 条に定める追加証拠金の差し入れ又は預託が当社が別に定める所定の確認期限までに確認できない場合、当社は、お客様へ事前に通知することなく、お客様の口座における通貨ごと全建玉を当社の判断でお客様の計算において反対売買することにより決済することができるものとします。

2 前項及び次項の決済の結果、決済代金に不足金が生じた場合、お客様は、当社に対して直ちに残債務の弁済を行うものとします。

3 本条の規定並びに海外証券先物取引等口座設定約諾書及び海外商品先物取引口座設定約諾書の規定にかかわらず、当社は、第 11 条に定める証拠金不足額が、当社の定める一定の金額又は率以上となった場合には、お客様へ事前に通知することなく、お客様の口座における通貨ごとの全建玉を当社の判断でお客様の計算において反対売買することにより決済することができるものとします。

4 お客様において、第 2 項に定める残債務の弁済が無い場合、お客様が先物取引口座に差し入れ又は預託した他通貨の証拠金(引出し可能な額に限る)又は証券総合取引口座のお預り金や有価証券等を当社の判断でお客様の計算により処分して、当該残債務の弁済に充当できるものとします。

(決済等に伴う現金不足額)

- 第 15 条 海外先物取引の決済等(前条第 1 項に基づく決済を含みません。)に伴う現金支払予定額が、お客様の受入証拠金の額を上回った場合は、お客様はその差額(以下「現金不足額」といいます。)以上の金銭を差入れ又は預託するものとします。
- 2 前項に定める現金不足額の差入れ又は預託は、当社が別途定める所定の時刻までに当該金銭の差入れが確認できない場合は、前条第 1 項の規定を準用して、決済を行なうものとします。
- 3 現金不足額が生じた場合は、第 12 条に準じてお客様に通知いたします。

(先物取引の決済)

- 第 16 条 海外先物取引において、最終の取引日(当社が任意に定めた最終の取引日を含む)までに決済されなかった建玉は、取引所が定める日に取引所によって算出される最終清算値により決済されるか、当社が任意に定めた最終の取引日の翌営業日以降にお客様の計算により当社の判断で決済が行われます。

(決済条件の変更)

- 第 17 条 お客様は、天災地変、経済事情の激変等その他やむを得ない事由に基づいて当社が決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

(取引手数料等)

- 第 18 条 お客様は、海外先物取引の約定が成立したときは、当社が定める取引手数料その他諸経費を支払うものとします。

(公租公課)

- 第 19 条 お客様は、海外先物取引に係る公租公課をお客様自身の負担により支払うものとします。

(預託金銭の利息)

- 第 20 条 当社は、海外先物取引に関しお客様が当社に差し入れ又は預託した証拠金、本取引により生じた売買差益金その他の本取引に関する金銭に対して、利子その他いかなる名目による対価もお支払いいたしません。

(届出事項の変更届出)

- 第 21 条 お客様は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、届出印その他の届出事項に変更があったときは、所定の手続きにより遅滞なく当社に届け出るものとします。

(海外先物取引の制限)

- 第 22 条 お客様が法令諸規則、総合証券取引約款、本規定、その他当社規定・ルール、海外証券先物取引等口座設定約諾書あるいは海外商品先物取引口座設定約諾書の規定に違反したとき又は当社に対する債務の履行を怠ったとき、その他当社が商業的合理的に判断してお客様との取引を継続することが困難と判断する事由が生じた場合は、当社は、直ちにお客様の海外先物取引を制限し又は禁止することができるものとします。
- 2 当社がお客様の海外先物取引を禁止した場合は、お客様は、直ちに期限の利益を喪失します。
- 3 前項のほか、お客様が死亡し、又は制限行為能力者と判断された場合、若しくはお客様につき支払いの停止、支払い不能、又は破産手続開始、再生手続開始の申立があり 30 日以内に却下・取下げがされない場合にも期限の利益を喪失するものといたします。

(遅延損害金)

第 23 条 海外先物取引に関し、お客様が当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、当社の定める計算方法により年 14.6% の遅延損害金を支払うものとします。

(通知の効力)

第 24 条 お客様が当社に届け出た氏名、住所、電話番号又は電子メールアドレスにあて、当社よりなされた海外先物取引に関する諸通知が、お客様の転居、不在その他当社の責めに帰すべからざる事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなして取扱うものとします。

(公的機関等への報告)

第 25 条 国内外の裁判所、監督官庁その他の公的機関並びに国内外の金融商品取引所、商品先物取引所、その他自主規制機関(以下「公的機関等」といいます。)から開示の命令・要請を受け、または公的機関等から開示の命令・要請を受けた海外先物取引の取次金融機関(当社が海外の金融商品取引所又は商品先物取引所への海外先物取引の取次ぎを委託した金融機関をいいます。)から開示の要請を受けた場合には、お客様の海外先物取引の内容その他の情報を、取次金融機関を通じて公的機関等に報告する場合があります。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力する義務があります。

2 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害について、お客様は当社を免責することとします。

(国内非居住者となる場合の取扱い)

第 26 条 お客様が出国し国内非居住者となる場合は、当社の任意でお客様の計算により建玉をすべて決済します。

(規定の変更)

第 27 条 本規定は、法令(外国の法令を含む)の変更、監督官庁の指示・命令その他必要が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改正されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

(2020 年 1 月)